

別冊

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年1月21日)

## 【件名】

1 子育て王国とつとり条例案について

(子育て応援課) ..... 1

福 祉 保 健 部

## 子育て王国とっとり条例案について

平成26年1月21日  
子育て応援課

昨年9月の第1回子育て王国とっとり条例（仮称）懇話会（以下「懇話会」という。）開催を皮切りに、行政、事業主、県民等が一体となり、さらに子育てしやすい鳥取県に発展していくための施策を総合的に推進するための枠組を定める条例を検討してきましたが、今般、案としてとりまとめましたので報告いたします。

今後、1月27日（月）に開催される第5回懇話会でまとめ、2月定例県議会へ条例案として提出したいと考えています。

### ＜前回の常任委員会（11月27日）からの主な修正箇所＞

#### 前文

- ・子どもを産むことができるは「女性」であることを改めて明記した。
- ・「うむ」の漢字について、国の「子ども・子育て白書」を参考に「生む」を使用していたが、一般的な「産む」に修正した。
- ・平成22年から「子育て王国とっとり」の取組を始めたことを追記した。

#### 第1条（目的）

- ・子どもを産むことができるは「女性」であることを改めて明記した。

#### 第2条（定義）

- ・「子育て支援」の定義を、あらゆる支援、援助及び応援をいうこととし「子育て支援等」とした。

#### 第3条（基本的な考え方）

- ・全ての子ども及び保護者が受けられるようすべきである支援を「最善の支援」としていたが、より適切な表現である「最良の支援」に修正した。、

#### 第6条（保護者の役割）

- ・子どもに身に付けさせるものを「生きる力」としていたが、意味が曖昧なので「生活に必要な習慣」に修正した。

#### 第11条（子育て王国とっとり推進指針）

- ・子育て支援等に関する施策を推進するため第4条（県の責務）の中で策定することとしていた「指針」について、重要性に鑑み別条（第11条）で規定することとした。
- ・推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議に意見を聞くこととした。

#### 第12条（子育て王国とっとり会議）

- ・会議の組織及び運営に関し必要な事項を、規則で定めることとした。

#### 別表

- ・区分の順番を、ライフステージに合わせ「結婚→妊娠→出産→子育て」の流れをイメージする順番に修正した。

#### （修正後の順番）

#### （修正前の順番）

- |  |   |
|--|---|
| ①希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策  | ② |
| ②安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策  | ① |
| ③安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策   | ④ |
| ④きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策  | ③ |
| ⑤特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策  | ⑤ |
| ・地域で祝福することにより結婚に対する理解を促すため、「地域を舞台に結婚する」旨を追記した。   |   |
| ・「職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること」を追加した。                                      |   |
| ・子どもが通園（学）する場所である「保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校」に「児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設」を追加した。 |   |

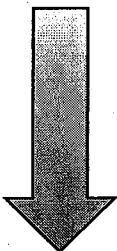
## 子育て王国とつとり条例の制定について



### (1) 条例化する時期

- 鳥取県では、平成22年3月の「子育て王国とつとりプラン」の策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国以来、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできた。

●平成25年3月27日、国立社会保障・人口問題研究所が2040年(平成52年)の都道府県別の推計人口を発表し、鳥取県の更なる少子化という社会的危惧が明らかになった。  
〈2040年鳥取県人口〉  
44万人 (2010年比 △25. 1%)  
※特に0~14歳の人口は  
4万6千人(2010年比 △40. 8%)



- 平成25年4月9日、志を同じくする10県の若手知事により「子育て同盟」を発足させるなど、子育て支援に関する気運が盛り上がっている。
- 平成27年4月から国の子ども・子育て支援新制度が本格実施される予定であり、その前に、鳥取県として子育て支援に一層取り組むという意志と基本的な考え方を県民へ表すことが重要である。

- 〈今こそ〉 少子化危機の突破を目指し、今までの子育て施策の成果を基礎として、行政、事業主、県民等が一体となり、さらに子育てしやすい鳥取県に発展していくための施策や計画的かつ総合的に実施するための枠組を定める「子育て王国とつとり条例」を制定する。

### (2) 条例化する理由

- 子育ては第一義的には保護者の役割とはいえ、それを支える社会的支援が必要であり、地域全体で子育て支援を推進するためには、基本理念や役割を明示し、共有することが必要であり、地方自治体の法規範として条例の制定が効果的である。
- 今後、行政、事業主、県民等が各主体の役割を果たしながら協働して、子育て支援、少子化対策に取り組んでいくということを、県民の総意として決める方法として、県議会の議決を要する条例化が最適である。
- 県及び市町村の責務、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の役割の規定を実効あるものにするためには、条例化が適当である。  
※なお、先般、条例制定と施策立案の参考とするため県民参画電子アンケートを実施したところ、「子育て王国とつとりプラン」の認知度が低い(26. 9%)ことから、計画という手法での推進には限界があると考えられる。(子育て王国鳥取県の認知度は79. 5%)

### (3) 新条例の骨子

- 「子育て王国とつとりプラン」の計画期間(H22~26)中途であるが、子ども・子育てへの関心が高まっている今、プランの考え方を継承しつつ、子育て王国とつとりをさらに発展させるため、県としての基本的な考え方を示すこととする。
- 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務と役割を明らかにし、協働して、女性が安心して子どもを生み、みんなで育てができる地域社会の実現を目指すこととする。
- 具体的な施策に取り組むよう、5つの柱立てにより「推進していく施策」を定める。
- 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための意見をいただくため「子育て王国とつとり会議」を設置する。

#### (4) 王国プランとの相違点

- 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の責務・役割の内容と、推進していく施策を、県民の総意として、法規範となる条例で定めることにより、子育て環境の整備をより着実に進めることとする。
- 推進していく施策(方向性)について、プランでは7つの柱立てにしていたが、施策の関連性などを再整理して5つの柱立てとする。
- プランで記載していた「目標指標」などは、条例制定後に、毎年度作成する「推進指針」で定めるとともに、毎年度の施策・事業を明らかにして進行管理と検討を行う。
- 子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。

#### (5) 条例化の効果

- 県及び市町村の責務、保護者、子育て支援団体、県民、事業主の役割の規定は、法規範としての条例化により初めて実効性を担保することができる。
- 県が定めることができる最上位の法令である条例で定めることにより、県としてこれまで以上に子育て環境の整備を推進していくという強い意志を県民へ伝えることができる。
- 県の執行体制によらず、鳥取県の普遍的な方向として、子育て支援、少子化対策に取り組んでいくということを県民に明示することができる。



条例制定を機に、次のような子育て環境になるよう、市町村等と協調しながら子育て支援施策を一層充実させていくことを目指します。

##### 保育の現場

##### 学童保育

##### 子育てしやすい職場環境

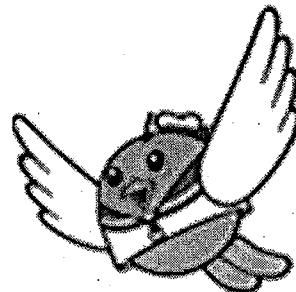
- ★保護者の経済的負担を軽減するため保育料の軽減制度が充実
- ★「森のようちえん」など自然や地域を活用した保育の場が拡大

- ★平成27年度スタートの国の新制度に伴う対象学年の拡大に向け、受け入れ体制が整う
- ★指導員の資質を向上し、有資格者の待遇改善により必要な人数が揃う

- ★時間単位など取得しやすい有給休暇制度を取り入れる企業が増加
- ★育児休業を取得する男性が増加
- ★女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる企業が増加

#### (参考)新条例の検討経緯

- 9月10日 第1回懇話会(たたき台への意見出し)
- 10月 4日 素案作成
- 10月 8日 第2回懇話会<書面会議>
- 10月10日～10月27日 パブリックコメント募集
- 10月12日、14日 タウンミーティング(県内3ヶ所で計3回)
- 10月25日～11月5日 県政参画電子アンケート
- 10月16日、17日 市町村との意見交換会(県内3ヶ所で計3回)
- 10月18日～30日 商工会議所等を訪問説明
- 11月 7日 市長会、町村会へ意見照会
- 11月 7日 第3回懇話会(条例素案に寄せられた意見の検討)
- 11月28日 第4回懇話会(条例(原案)の確認)<書面会議>
- 1月27日(予定) 第5回懇話会(条例(最終案)の確認)
- 2月議会 条例案(議案)提出予定



## 子育て王国とつとり条例案

子どもは、未来を創り、希望をもたらす大切な存在である。女性が安心して子どもを産み、誰もが育てる喜びを実感し、子どもの笑顔があふれ、全ての人が幸せに生活できる社会を実現することは、私たちみんなの願いである。

近年、核家族化、少子化、過疎化等の進行により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。子どもが健やかに育つことは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成するという未来への投資として地域全体で取り組むべき重要な課題である。

鳥取県では、従来より、妊娠及び出産から成人に至るまでの全般にわたって様々な施策に取り組んできた。平成22年に始まった「子育て王国とつとり」の取組は、豊かな自然や住民同士の強いきずなを生かし、子育てを地域全体で支えることを目指している。この取組が定着し、鳥取県が最も子育てしやすく住みやすい地域として、世代を超えて受け継がれるようするため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化が本県の将来に多大な影響を及ぼすことに鑑み、子育て王国とつとりの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、これらの者が連携協力して子育て支援等に取り組むために必要な事項を定め、もって女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会である「子育て王国」鳥取県の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「子育て支援等」とは、子どもの出産及び健やかな成長のための環境整備その他の子どもを産み、育てることに関するあらゆる支援、援助及び応援をいう。

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「子育て支援団体」とは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人その他の団体であって子育て支援等を行うものをいう。

### (基本的な考え方)

第3条 子育て王国とつとりの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 子どもの健全な成長が次代の社会の活力の維持に不可欠であるという認識の下、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、状況に応じ最良の支援を受けられること。
- (2) 県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が、家庭、学校、職場、地域社会等において、その役割を果たすとともに、必要に応じ連携協力すること。
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること。
- (4) 地域の特性である自然環境、歴史及び伝統文化の豊かさ、人と人との結びつきの強さ、地域社会のまとまりの良さ等を十分に生かすこと。

### (県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、子育て支援等に関する施策を総合的に推進するものとする。

- 2 県は、子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努めるものとする。
- 3 県は、市町村及び子育て支援団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努めるものとする。
- 4 県は、基本方針に対する保護者、県民及び事業主の理解を深め、県民及び事業主が子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

### (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関し重要な役割を担っていることに鑑み、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、県、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、子どもが心身共に健やかに成長するよう努めるものとする。

2 保護者は、前項の役割を果たすため、それぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第7条 子育て支援団体は、基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を生かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業主の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、県、市町村、保護者、県民及び事業主と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み、育てやすい環境の整備に努めるものとする。

(事業主の役割)

第9条 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

2 事業主は、職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられないことのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努めるものとする。

(子育て支援等の推進)

第10条 県は、市町村及び子育て支援団体と連携協力して、別表に掲げる施策その他必要な施策を推進するものとする。

2 県は、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の子育て支援等の取組を促すために必要な支援を行うものとする。

(子育て王国とっとり推進指針)

第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、その取組の方向性及び内容等を示す子育て王国とっとり推進指針（以下「推進指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、前項の推進指針を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聞くものとする。

(子育て王国とっとり会議)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議（以下「子育て王国会議」という。）を設置する。

(1) 前条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) その他この条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

2 子育て王国会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる事務を処理するものとする。

3 子育て王国会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進体制の整備)

第13条 県は、県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主が連携して子育て支援等に取り組むために必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、子育て支援等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

| 区分                                | 施策の主な内容   |
|-----------------------------------|---|
| 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策            | <ol style="list-style-type: none"><li>1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。</li><li>2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。</li><li>3 妊娠、出産及び不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。</li><li>4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。</li><li>5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等の親になるために必要な教育を推進すること。</li></ol>  |
| 安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策        | <ol style="list-style-type: none"><li>1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。</li><li>2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域での子育てを支援すること。</li><li>3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。</li><li>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</li><li>5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。</li><li>6 保育所等において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させること。</li><li>7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。</li><li>8 保育所、幼稚園、認定こども園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。</li><li>9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。</li></ol> |
| 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。</li><li>2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。</li></ol>  |
| きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策        | <ol style="list-style-type: none"><li>1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。</li><li>2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を</li></ol>   |

|                              |   |
|------------------------------|---|
|                              | <p>促進すること。</p> <p>3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。</p> <p>4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、地域ぐるみで取り組む子育て運動その他の家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。</p> <p>6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。</p>                 |
| 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策 | <p>1 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</p> <p>2 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。</p> <p>3 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。</p> <p>4 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。</p> <p>5 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p> |

